

第4回 市民参画条例（仮称）策定審議会の概要

1. 日 時：平成14年6月1日（土） 13：30～16：30

2. 場 所：第一委員会室

3. 出席者

審議会委員：中野新治会長、坂本紘二副会長、松田武男委員、伊藤幹子委員、園田洋子委員、中村英夫委員、高田昌幸委員、吉田清志委員、大賀好子委員、廣崎節子委員、小田義則委員、河野通雄委員、高田倫子委員、米本宗弘委員

事務局：田中部長、河原部次長、松木課長、河崎補佐、西川主査、三浦主事

4. 議事概要

（1）開会

（2）事務局報告事項

1）配布資料の確認

2）アンケート結果（3月17日実施の講演会で実施したもの）について

- ・ 直接審議会に関係ない項目もあるが一応報告する。
- ・ 講演会についてはわかりやすかったという意見が多かった
- ・ 情報交換会についてはまた実施して欲しいという意見であった
- ・ より幅広い年齢層の方々に参加を呼びかけるべきであるという意見があった

3）前回までの審議のまとめ（第1回～第3回までの概略を説明）

4）公募意見について

- ・ 募集しているが現在まで0件

（3）審議

1）配布資料説明

- ・ 下関市における市民参加・参画の現状等について

大きく分けると、

法律に基づくもの

地方自治法：直接請求、住民監査請求、住民訴訟など

その他の法律：都市計画法、土地再開発法、行政不服審査法など

施策によるもの

市長へのはがぎ・Eメール、市長ふれあいティータイム、アンケート、意見公募、ワークショップの開催、協議会等の設置、審議会・委員会、公募による市民参加、市民団体への業務や施設運営の委託など

慣例的なもの

住民説明会、陳情、要望など

市民活動を通して行なわれているもの

恒常的なもの：自治会、環境保護など

一時的なもの：特定目的を達成するための活動など

またこれのもととなる考え方は、基本計画・基本構想において、大きく市民活動と市民参加として整理されております。

これを受けて行政改革大綱で「活力ある市民参画型の行政運営の確保」という柱をたて、今回の条例の策定もこの一環であります。

2) 事前配布資料について

条例の前後において作成されたものや、基本計画などを定める際に作成された資料など、各市によって様々な状況において作成されておりますので、その違いを踏まえつつ、今後の参考にしていただきたい。

3) 下関市広報広聴課『提案型広報マニュアル』について

現在実施しているものの中の一つです。この他、パブリックコメントに関して検討したり、行政評価を試行実施しており、これはホームページに掲載しております。必要であれば資料を提供いたします。

2) 委員提出資料説明

米本委員：次の4つの内容を盛り込むことを提案したい

市民団体の活動を行政が保証する（活動に法的な根拠を与える）

助成

団体間の連携の強化

行政と市民団体との協力体制の強化

会長：提案につきましては議論の中で考えていきましょう。

吉田委員：

- ・ 条例の名称に「下関市」や「まちづくり」が入った方がよい
- ・ 行政と市民の役割をはっきりさせた方がよい
- ・ 「市政」に参画する条例なのか「まちづくり」に参画する条例なのか
- ・ 市民活動へのバックアップを盛り込んでいければよいと思う
- ・ 骨子は審議会が作り、その上で行政の知恵を借りるべきである

- ・ 今後の進め方をよく考えなければならない

3) 自由討論

会長：まだまだ五里霧中といった感もありますががんばりましょう。なお、進め方としましては、自由討論は今日までとし、次回からは少し絞りたいと思います。

(以下、主要な事項に関して項目ごとに整理)

事前配布資料について

- ・ 静岡市の例がわかりやすい
- ・ 静岡の資料が一番なっとくできた
- ・ 条例をつくる流れとしては、静岡の資料がはっきりわかるものであった。
- ・ 京都市の文章は、情熱が伝わってきた
- ・ 同規模の市の例が参考になるのではないか
- ・ 同規模の市の資料があればまた欲しい

条例策定方法について

< 広報 >

- ・ 条例を作成していくことを広くアピールするべきである

< 意見 >

- ・ 意見はよいが、市にどのような提案をすればそれが実現できるかまでを提案して欲しい
- ・ 条例でどのような条文にすればよいかという提案をしてほしい

< 話し合い等の方法 >

- ・ ワークショップをした方がよいのではないか
- ・ フォーラムで広く市民からの声を聞くことができるであろう。
- ・ テーマごとに分化会を実施したらどうか
- ・ 他の団体や NPO、関心のある人、行政職員などを集めてワークショップをやったらどうか

< 今後 >

- ・ 条例を作る上で現在の問題点やイメージをはっきりさせた方がよい
- ・ 「参画条例」とは何なのかという骨子を作らなければならない

条文について

- ・ 「なければならない」というような言葉を条文に入れて欲しくない

期間について

- ・ 他市は時間をかけて審議しているが、下関市は1年でやっている。これで良いのでしょうか
- ・ 条例を作るには期間が短すぎるのではないか
- ・ 時間が短いという意見もあるが、条例を実施することで、市としては一歩進めたいと思っているのではないか

民度

- ・ 市民の声がダイレクトに市政に反映することはよいことではあるが、これがエゴの抽出であってはならない。市民の責任と義務が盛り込まれなければならない。そのためには中間支援組織作りが必要ではないか。それらを整備できるような条例がよいのではないか
- ・ 民度が低いというが NPO などができてきている
- ・ 民度が低いという議論より、住民によるリサイクルプラザの運営のような実例と条例がどのよう関わるかということのほうがわかりやすいのではないか。その他実例としては、発憤の会がある。(商店街とあるかポートの結びつきについて提案してもらい、それを話し合う等)、これらの事象に参画条例がどのように裏づけできるかということではないか
- ・ リサイクルプラザのような大きな問題は知らない人にはわかりにくいのが現状であり、個々のことを議論してもしかたがないのではないか
- ・ エゴかどうかは周りが判断することではないのか
- ・ 少なくとも個人の要求をそのまま行政が直受け入れるという形式が市民参画ではない。
- ・ 最初からエゴがでるということを懸念していたら先に進まないのではないか。
- ・ 条例は住民のエゴばかりが反映される場ではない
- ・ 参画条例が利益団体を代弁する場であってはならない
- ・ 京都市は古くから住民自治のような考え方があり、民度が高い
- ・ 京都と下関では民度が違う(役人まかせの機運がある)
- ・ 市民が単に自分の利益ではなく、社会の利益を考えるようになって行くべきだ
- ・ 市民の意識をどのように高めらるかということかもしれない

議会

- ・ 議会との関係が難しい(神戸市が参考になると思われる)
- ・ 参決までやるのは困難だと思われる。そこまで行くのであれば議会が心配するであろう

- ・ 市長も議会も市民から白紙委任されているということではなく、市民がチェックしていくということではないか

2つの柱について

市民参画条例（仮称）策定審議会のこれまでの審議の中でいえる事は、審議会の委員が考えている市民参画には、おおきくわけて次の二つに大別できるのではないか。

A.まちづくりという大きな視点から見ると、市民活動もまちづくりをしており、そういった市民活動をどう育てるのか、或いはどのように市民に加わっていただくか

B.市政の中（施策の決定等）にどれだけ市民が参画できるか

以下では、議論をこの2つの柱に沿ってまとめたものを掲載

A.まちづくりという大きな視点から見ると、市民活動もまちづくりをしており、そういった市民活動をどう育てるのか、或いはどのように市民に加わっていただくか

市と市民活動団体との関係

- ・ 市民活動団体は市全体における財産であると考えられ、それをどのように市全体として生かせるかということではないだろうか
- ・ 市民活動団体は行政の代替ではなく補完である
- ・ 行政（市政）とは直接関係無く、位置付けが難しい団体もある
- ・ 行政がバックアップするという姿勢を明確にするということが必要
- ・ 市民と行政との関係を考える上では、実際に活動をしている団体を条例によってどう行政と関わらせるかが問題である

助成

- ・ NPOの調査に行ったが行政へ期待することは1.資金、2.場所、3.横のつながり、4.広報であった
- ・ 確かに援助ということも大切であるが、もっと視野を広げて欲しい。
- ・ 助成に関しては、市政に直接関わりが無くとも公共性がある事業を行なっている団体もあることから、第三者機関を設置し、助成の決定を行なうことが必要でないか。
- ・ 助成を決めるためのプロセスとして第三者機関に委ねるということも考えられる。

<資金>

- ・ 助成がないと、資金が苦しい。バザーなどを行なうことを通して資金を集めることは大変であり、活動が広がらない。助成をどのような形で盛り込んでいただけるかと思っている
- ・ お金はないかもしれないが、できるだけ自己財源でやるべきである
- ・ 行政からのお金は税金であり、助成を盛り込むことに対しては慎重になるべきだ
- ・ 直接金銭ではなく、外国のように税金の優遇措置を行なうことで助成を行なう方

がよい

- ・ 直接的な金銭（助成金）はいらない
- ・ 地方自治法上助成はできるようになっている。助成ありきで話をすすめるとよくないのではないか。市民活動課だけでは決められないのではないか。

<場所>

- ・ NPO 等が使いやすい場所をなんとかして欲しい

<横のつながり>

- ・ いろいろな市民活動団体があるが、市民活動団体の目的は、大きな目でみると同じではないかとおもわれ、それらをうまく連携させたい

<広報>

- ・ 市内でいろんな人がいろんなことをやっているのであろうが知られていない
- ・ 種々の団体の紹介を独自で行っており、団体の周知のためにこのようなことを行なったらどうであろうか

対象

- ・ 直接個人を参加させるよりもその間をとりもつ団体に対する条例であって欲しい
- ・ 行政（市政）とは直接関係無い動きも含めて活性化できる条例がよい
- ・ がんばっている市民を応援できる条例がよい
- ・ 宗教がからんでいるかどうかはどのように考えるべきか
- ・ 企業で働く人々も市民活動に参加できるような支援も考えていったらどうか
- ・ 活性化を盛り込んでいくのがよい

B.市政の中にどれだけ市民が参画できるか

- ・ 市民活動への支援の例は多く出たが、市政との係わり合いということに関しては意見がまだ少ないと思われます。
- ・ 根本的に政策の形成・実施・評価に市民が参画していくということを条例の中にしっかり入れていくべきである
- ・ 箱物を作るだけがまちづくりではなく、市民活動もまちづくりである
- ・ 行政がまちづくりをするのではなく、まちづくりの中に行政がある
- ・ 一人一人がそれぞれ身近なところで参画していけるようにならないといけない
- ・ 学生や高齢者をどう取り込むか（京都市が配慮をしている）

情報の公開・提供・提案・交換（共有）

- ・ 参画ということは情報と大きく関連する
- ・ 広報広聴課で提案型広報を考えていることはたいへんすばらしいことである
- ・ 提案型広報が具体化すれば参画の9割は終わりではないか
- ・ 提案型広報は審議会や協議会を超えた市民参画の方法だとも考えられる
- ・ 行政から情報を提供するだけでなく、市民からも情報を提供してもらえるように

すべき

- ・ ワークショップもコンセンサス会議も基本は情報であり、双方向の情報交換（共有）が重要である
- ・ 具体的に参画条例に提案型広報をどのように盛りこむかは難しい
- ・ 双方向の情報交換（共有）を行なえる場を条例で保障できるのだろうか
- ・ 具体的にはどのように市政に参画していくか
- ・ 市民活動と広報広聴は区別した方がよいのではないか
- ・ 提案型広報があるのであれば、条例の中ではそれを後退させるわけにはいかない
- ・ 市の硬直した部分や遅れている部分を、市民が指摘でき、それが市の改革になるような仕組みが必要
- ・ 民間からのよい提案を市が実行してもらえるような方法が必要である
- ・ なにかやろうとすると行政が壁になっている部分があり。それを取り除く形がよい

審議会等について

- ・ 今まで意見を聞くといっても、特定の市民に限られていたのではないか。

既存施策について

- ・ すでに決定していることに対して参画するケースが多いのではないのか。出発点からも参画できるケースがあるのか。これらは、市と市民との役割を明確にしていくことが大事ではないのだろうか。市民が行政と関わる上で、指針となるものがよい。
- ・ 行政との関わりについては、市長への手紙や議会の議事録の閲覧も手法の一つであるが、市長への手紙は返事が遅く、閲覧は閲覧しにくい
- ・ 行政に反映させるための共通のルールが法的に必要と考える

協働・パートナーシップ

- ・ パートナーシップとは市民が一定の公共サービスを担うということであり、このことを盛り込むべきであるかどうかを考えなければならない
- ・ デンマークでは企業と行政のパートナーシップを行なっている。フィンランドでは、地球温暖化に対して、市民と行政の間のパートナーシップが大事であると考え、市政のあらゆる場面で市民と行政がパートナーシップを行なう事が条例に書かれている。
- ・ 条例の中で協働をどのように盛り込むのか、その範囲はどうするのか
- ・ 今回の条例は、パブリックに対してどのように市民が関わっていくかということであり、その中で市民も成熟していかなければならない。これまでの行政の中では、市民が行政を評価する目とかが育っていない。
- ・ 市民活動団体と行政各部局との協働の場・話し合う場を設けるべきである
- ・ 市民活動団体と行政各部局との協働の場・話し合う場は必要である

- ・ 条例の中で市民活動団体と行政各部局との協働の場・話し合う場を考えられないか

2つの手法について

- ・ 2つの整理は良いと思われる。分けて考えるべきだ。
- ・ どちらかにかたよるような条例にならないように2つのバランスについて考えていきましょう
- ・ とすれば市民活動支援条例を考えてしまうが、発言者の立場を考えれば仕方がない部分もある。バランスが必要である。
- ・ 少なくとも2本の骨組みは今日できた

会長：今日は2つの手法が見えたことで収穫のあった審議会になったと思う。時間との関係もあり、本日までの意見を参考にし、私と坂本先生、そして事務局と打ち合わせを行い、次回の話し合いの内容・資料等を考えたいとおもう。

4) フォーラムについて

8月31日(土)で合意

次回までに意味のあるフォーラムにする為の内容を考えて欲しい

フォーラムに対する意見

- ・ 名札をつける(団体名、氏名)
- ・ 名簿をつくる
- ・ 若い人(学生等)を呼んで欲しい
- ・ 市民活動の発表会をするのもよい
- ・ 審議会の骨子の案をたたいてもらうのがよい
- ・ 意見を出してもらうにはワークショップをするのがよいと思われる
- ・ ワークショップファシリテーターは上手な人を呼ぶ
- ・ 基調講演をするなら呼べる人を事務局で探しておいて欲しい

5) 次回の日程について

6月30日(日) 9:00~

会長：今後の進め方・スケジュール・内容については、会長・副会長・事務局で相談して委員の方々へお知らせしたいと思います

5. 閉会